資料５

産業技術研究センターの平成18年度決算における利益処分の考え方（案）

利益処分の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。
①当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
②法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの

損益計算書

経常収益		経常費用
自己収入	剰余金	費用
標準運営費交付金		
特定運営費交付金		費用　※1
補助金等収益		費用　※2
都からの受託事業収益		費用　※3

経営努力認定

前提
業務実績評価の評定「1」「2」がおおむね80%以上

法人は東京都に対し、剰余金の金額と発生要因を報告

年度計画との対比により利益の発生要因を把握

①
交付金及び補助金等に基づく収益以外の収益が増加したことによる利益であることを確認したうえで、経営努力により生じたものとして認定する。
（会計基準７１〈参考４（１））

②
計画どおり事業を実施し、かつ業務を効率的に行った結果費用が減少したことを確認したうえで、剰余金の全部または一部を経営努力として認定する。
（会計基準７１〈参考４（２））

③
その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとして認定する。
（会計基準７１〈参考４（３））

利益処分

認定

経営努力認定額
（知事の承認を受ける額）

目的別積立金として整理し、翌事業年度に係る中期計画の剰余金の使途に充てることができる。

非認定

積立金

中期計画期間終了後設立団体へ返還

※1　特定運営費交付金は費用が発生する毎に同額を収益計上するため、交付金額と費用は同額になる。
※2　※3　補助金等収益及び都からの受託事業収益の一部は、概算交付した補助金を金額確定後精算するものであるため、収益金額と費用は同額になる。